

令和3年10月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび別添の通り日本医師会から案内がありました。

同通知は、急性弛緩性麻痺（AFP）の原因病原体については、ポリオウイルス、エンテロウイルスD68・A71等の可能性があることを踏まえ、感染症法に基づく届出基準の一部を下記のとおり改正することを知らせるものです。

また、本改正等を踏まえた、事務連絡「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正に伴う検査検体の送付について」についても、併せて情報提供がなされています。本事務連絡では、特に、便検体及び呼吸器検体については、エンテロウイルスD68・A71の検出に感度が高いとされていることから、「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」を参照し、積極的な採取が依頼されています。国立感染症研究所において、同手引きの更新と「急性弛緩性麻痺病原体検査マニュアル」（予定）を公表予定とのことです。

貴会におかれましてもご了解いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1 改正概要

急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）（「第6 五類感染症」4）

○様式5-4（発生届）について、「血液」、「髄液」、「呼吸器由来検体」、「便検査1回目」、「便検査2回目」及びその他を記載項目として追加する。

2 適用日

令和3年9月30日

<参考>

* 日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

http://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2021ken2_340.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です（半角入力）。

大阪府医師会地域医療1課
TEL:06-6763-7012